

令和2年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

令和3年2月16日(火)に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1 日 時 令和3年2月16日(火) 午後1時30分～ 午後3時21分

2 場 所 兵庫県農業共済会館 7階大会議室(神戸市中央区)

3 議事要旨

○第1号議案：阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

○第2号議案：「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第3号議案：「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第4号議案：「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第5号議案：「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

○第6号議案：「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

【議案の説明】

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)は、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方針を示すものであり、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針となるもので、平成15年度に、全ての都市計画区域について策定し、その後、社会経済情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに定期的な見直しを実施している。

今回は3回目の定期見直しとして、人口減少・超高齢社会の進行等の社会経済情勢の変化や新たに策定された「兵庫2030年の展望」、「兵庫県地域創生戦略(2020～2024)」等の上位計画の内容を踏まえた変更を行う。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容等

「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、令和7年(2025年)を目標年次として、県内6地域の広域的な圏域ごとに、都市づくりの基本方向、長期的に目指すべき地域の将来像、区域区分の決定の有無、都市づくりに関する方針等を示す。

[概要]

変更する都市計画及び対象となる都市計画区域

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町	阪神地域都市計画区域マスタープラン 〔 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	阪神間
明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市、多可町	東播磨地域都市計画区域マスタープラン 〔 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	東播 中 東条 吉川

市町名	変更する都市計画	都市計画区域
姫路市、たつの市、太子町 福崎町、相生市、赤穂市、 上郡町、宍粟市、佐用町	西播磨地域都市計画区域マスタープラン 〔 中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	中播 西播 山崎 西播磨高原
豊岡市、新温泉町、香美町、 養父市、朝来市	但馬地域都市計画区域マスタープラン 〔 豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	豊岡 浜坂 香住 八鹿 和田山
丹波篠山市、丹波市	丹波地域都市計画区域マスタープラン 〔 篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	篠山 丹波
洲本市、淡路市、南あわじ市	淡路地域都市計画区域マスタープラン 〔 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〕	洲本 淡路 南あわじ

【主な意見等】

第2号議案及び第3号議案について、生産緑地制度の利用を促されたいとの意見があった。

第1号議案から第6号議案について、住民説明の状況や市町の都市計画審議会の結果について質問があった。また、高速道路の整備促進に対する反対意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

- 第7号議案：阪神間都市計画都市再開発の方針の変更
- 第8号議案：東播都市計画都市再開発の方針の変更
- 第9号議案：中播都市計画都市再開発の方針の変更
- 第10号議案：阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第11号議案：東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第12号議案：中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 第13号議案：阪神間都市計画防災街区整備方針の変更
- 第14号議案：東播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第15号議案：中播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第16号議案：西播都市計画防災街区整備方針の変更
- 第17号議案：阪神間都市計画区域区分の変更
- 第18号議案：東播都市計画区域区分の変更
- 第19号議案：中播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

(1) 都市再開発の方針について

市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために定める。

阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成16年度に都市再開発の方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、人口減少・超高齢社会の進行等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

① 地区等の考え方

地区等名称	地区の概念
計画的な再開発が必要な市街地	土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、居住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等
再開発促進地区	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
課題地域	特に整備課題の集中が見られる地域

② 定める地区等

都市計画区域名	計画的な再開発が必要な市街地	再開発促進地区
阪神間都市計画区域	33 地域	15 地区
東播都市計画区域	15 地域	3 地区
中播都市計画区域	17 地域	14 地区

(2) 住宅市街地の開発整備の方針について

大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るために定める。

阪神間都市計画区域では平成21年度に、東播都市計画区域及び中播都市計画区域では平成22年度に住宅市街地の開発整備の方針を定めた。

今回は、人口減少・超高齢社会の進行等の社会経済情勢の変化等を踏まえた変更を行う。

[概要]

① 地区の考え方

地区名称	地区の概念
重点地区	「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区

② 定める地区

都市計画区域名	重点地区
阪神間都市計画区域	5 地区
東播都市計画区域	4 地区
中播都市計画区域	2 地区

(3) 防災街区整備方針について

市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るために定める。

阪神間都市計画区域では平成15年度に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では平成16年度に防災街区整備方針を定め、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回は、密集市街地の防災性の向上に向けた変更を行う。

[概要]

① 地区等の考え方

地区等名称	地区等の概念
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区
防災公共施設	火事又は地震発生時に延焼防止上及び避難上確保されるべき道路、公園等の公共施設

	設
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域

②定める地区

都市計画区域名	防災再開発促進地区
阪神間都市計画区域	3地区
東播都市計画区域	1地区
中播都市計画区域	2地区
西播都市計画区域	2地区

(4) 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を阪神間都市計画区域では昭和45年度に、東播都市計画区域、中播都市計画区域及び西播都市計画区域では昭和46年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っている。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、区域区分の変更を行う。

[概要]

阪神間都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積* (ha)	変更種別
1	尼崎市	東海岸町沖（船出）	約 39.20	編入
2	川西市	緑が丘2丁目	約 2.90	編入
3		東畦野1丁目	約 1.00	編入
4		清和台	約▲12.70	逆線
5		けやき坂	約▲35.30	逆線
6		清流台	約 0.20	編入
7		向陽台3丁目	約 1.60	編入
8		平野1丁目	約 0.02	編入
9		東多田3丁目A	約 0.01	編入
10		東多田3丁目B	約 1.20	編入
11		多田桜木1丁目	約▲0.20	逆線
12		出在家町	約▲2.20	逆線
13		西畦野1丁目	約 0.90	境界
14	猪名川町	肝川・差組	約 45.90	編入
15		若葉	約▲0.05	境界

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

東播都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積* (ha)	変更種別
1	加古川市	間形	約 6.40	編入
2		水足	約 9.10	編入
3	高砂市	伊保東	約 3.30	編入
4		南池	約 0.30	編入
5	三木市	西自由が丘2丁目	約 0.40	編入
6		高木	約 0.10	境界
7		大塚2丁目	約 0.03	境界
8		自由が丘本町	約 0.03	境界
9		府内町	約 0.01	境界
10		青山1丁目	約▲0.02	境界

11		本町2丁目	約 0.10	境界
12	加西市	下宮木・鶴野	約 38.40	編入
13		加西工業団地	約 0.80	編入
14		加西東産業団地	約 0.20	編入
15		アクアスカさい周辺	約 ▲0.10	境界
16		中野南部	約 0.01	境界

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

中播都市計画区域区分の変更地区一覧

地区番号	市町名	地区名	変更面積* (ha)	変更種別
1	たつの市	栄	約 0.80	編入
2		朝臣	約 0.30	編入
3	福崎町	大貫	約 4.80	編入

※ 変更面積は、市街化区域の面積の増減を示す。

【主な意見等】

第7号議案から第9号議案について、再開発事業については、住民等に情報を公開し配慮して進められたいとの意見があった。

【採決の結果】

原案のとおり可決

○第20号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（尼崎市）

【議案の説明】

敷地の位置は、尼崎市の内陸部のJR福知山線と名神高速道路が交差する一角に位置し、本市の都市計画マスタープランに基づく具体的な都市計画等を定める際の基本的な考え方として策定した尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針において、工業保全ゾーン（工業施設が集積し、今後とも工業地として保全する地区）に属しており、周辺は製造業等の事業所が立地し、住宅はない。

本施設は、廃プラスチック類等を破碎し適正処理するための産業廃棄物処理施設で、平成14年に建築基準法第51条ただし書き許可を受け、現在も稼働中である。

今回の計画は、現在使用している破碎機の更新に伴い、廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が当初許可時の処理能力の1.5倍を超え、また、木くず及びがれき類の破碎施設についても、初めて同法第51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力の1.5倍を超えることになるため、特定行政庁が兵庫県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めて同許可をする必要がある。

【概要】

- 1 所在地 尼崎市東塚口町2丁目1、2-1、2-2、2-3、2-4及び3
- 2 敷地面積 約4,000㎡
- 3 対象施設 破碎施設（廃プラスチック類、木くず、がれき類）の更新
- 4 処理能力

廃プラスチック類	282.56t/日	（当初許可	26.19t/日の10.78倍）
木くず	444.16t/日	（法の適用時点	130.41t/日の3.40倍）
がれき類	1,447.68t/日	（法の適用時点	164.00t/日の8.82倍）

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 21 号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（西宮市）

【議案の説明】

敷地の位置は、西宮市の南東にある埋立地に位置する準工業地域であり、また特別用途地区の臨海産業地区のため、周辺には住宅等はなく、工場、倉庫等が立地している。

本施設は、廃プラスチック類等を破碎し適正に処理するための産業廃棄物処理施設であり、平成18年に建築基準法第51条ただし書許可を受け、現在も稼働中である。

今回の計画は、機械の増設に伴い、廃プラスチック類等の破碎施設の処理能力が、当初許可時の処理能力の1.5倍を超えるため、同許可を受けるものである。

建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可することが必要となる。

[概 要]

- | | | | | |
|---|------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 所在地 | 西宮市鳴尾浜2丁目16番、17番1から17番4まで、18番1、18番2 | | |
| 2 | 敷地面積 | 約12,000㎡ | | |
| 3 | 対象施設 | 破碎施設（廃プラスチック類、木くず、がれき類）の増設 | | |
| 4 | 処理能力 | 廃プラスチック類 | 295.8 t/日 | （当初許可 116 t/日の約 2.6 倍） |
| | | 木くず | 474.9 t/日 | （当初許可 128.2 t/日の約 3.7 倍） |
| | | がれき類 | 1,004.7 t/日 | （当初許可 100 t/日の約 10 倍） |

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

○第 22 号議案：産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（加東市）

【議案の説明】

敷地の位置は、加東市の南西にある社工業団地に位置する工業専用地域であり、周辺は工場が立地している。

本施設は、特定家庭用機器廃棄物（廃家電）の再資源化を行う施設であり、平成12年に廃プラスチック類の破碎施設について建築基準法第51条ただし書許可を受け、現在も稼働中である。

今回の計画は、今後の特定家庭用機器廃棄物の入荷台数増加等に対応するため、当初許可時の処理能力の1.5倍を超える廃プラスチック類の破碎施設を設置するものである。

建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が兵庫県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可することが必要となる。

[概 要]

- | | | | | |
|---|------|--------------------|--|--|
| 1 | 所在地 | 加東市佐保50-1、50-2 | | |
| 2 | 敷地面積 | 約38,569㎡ | | |
| 3 | 対象施設 | 破碎施設（廃プラスチック類）の能力増 | | |

4 処理能力 486.7 t / 日 (当初許可時処理能力158.4 t/日の3.07倍)

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

.....
4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政班
(078) — 362 — 3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、4月下旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。